

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

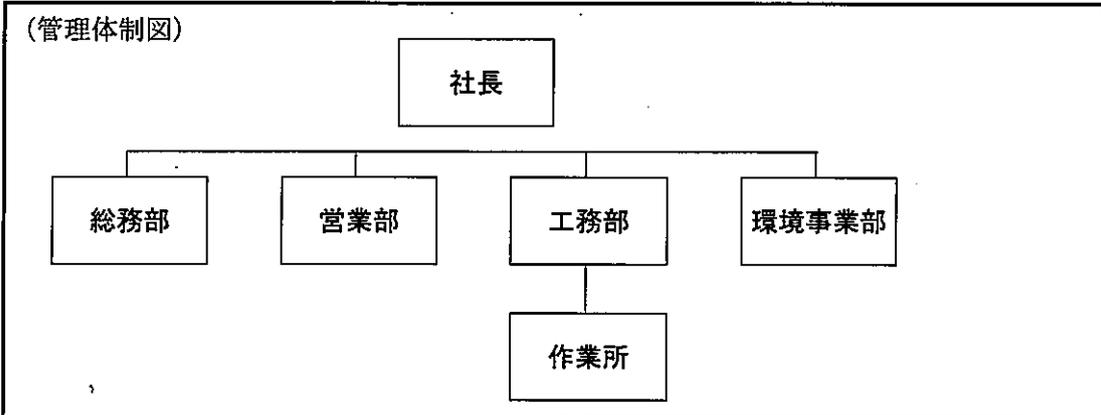
(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和6年6月14日
都道府県知事 鈴木 康友 殿		
提出者		
住所 静岡市駿河区南八幡町25番25号		
氏名 エコライン 株式会社		
代表取締役社長 藤本 剛		
電話番号 054-289-6650		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	エコライン 株式会社	
事業場の所在地	静岡市駿河区南八幡町25番25号	
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	建設業	
② 事業の規模	完成工事高 697,071,508円	
③ 従業員数	27名 (正社員25名、それ以外の職員2名)	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1	

(日本工業規格 環列番号)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2023年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2
	排出量	
(これまで実施した取組) 当現場作業所から発生するアスファルト・コンクリート・がれき類の安定型廃棄物は中間処理業者に委託し再生路盤材として再利用している。 廃プラスチック類・木屑・混合廃棄物等は、自社処分場又は中間処理業者に委託し再生処理をしている。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2
	排出量	
(今後実施する予定の取組) 上記内容を実施予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各現場作業所における産業廃棄物の分別は、他の廃棄物の混入をしないように確実に分別、中間処理業者へ委託をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.300t	5.999t
	(これまでに実施した取組) 売却		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	20.000t	15.000t
	(今後実施する予定の取組) 上記内容を実施予定		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施例なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

④産業廃棄物の一連の処理の工程



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類	発生源	前年度(2023年度)実績		目 標	
		発生量		発生量	
廃プラスチック類	現場	109.075	t	150.000	t
紙くず	現場	0.300	t	20.000	t
木くず	現場	816.714	t	1,500.000	t
繊維くず	現場	25.720	t	20.000	t
金属くず	現場	5.999	t	15.000	t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	現場	112.120	t	300.000	t
グラスウール	現場	2.820	t	0.000	t
廃石膏ボード	現場	50.460	t	200.000	t
がれき類	現場	65.142	t	250.000	t
コンクリート破片	現場	14,232.864	t	9,000.000	t
アスファルト・コンクリート破片	現場	416.594	t	700.000	t
安定型建設混合廃棄物	現場	12.692	t	30.000	t
管理型建設混合廃棄物	現場	59.096	t	200.000	t
廃油	現場	0.540	t	500.000	t
水銀使用製品産業廃棄物	現場	0.134	t	10.000	t
汚泥	現場	0.249	t	500.000	t
乾電池	現場	0.016	t	0.000	t
石綿含有産業廃棄物 混合廃棄物	現場	2.340	t	500.000	t
石綿含有産業廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	現場	5.500	t	0.000	t
石綿含有産業廃棄物 廃プラスチック類	現場	15.225	t	0.000	t
石綿含有産業廃棄物 がれき類	現場	281.940	t	0.000	t
燃えやすい廃油	現場	1.434	t	0.000	t
pH2.0以下の廃酸	現場	0.004	t	0.000	t
pH12.5以上の廃アルカリ	現場	0.004	t	0.000	t
特定有害産業廃棄物 廃石綿等(飛散性)	現場	2.100	t	20.000	t
特定有害産業廃棄物 汚泥	現場	0.061	t	0.000	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2023年度)実績】

廃棄物の種類	全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者へ の処理委託量
廃プラスチック類	109.075	t	34.990 t	59.713 t	0.000 t	0.000 t
紙くず	0.300	t	0.000 t	0.300 t	0.000 t	0.000 t
木くず	816.714	t	351.937 t	816.714 t	0.000 t	0.000 t
繊維くず	25.720	t	23.732 t	24.188 t	0.000 t	0.000 t
金属くず	5.999	t	0.000 t	5.999 t	0.000 t	0.000 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	112.120	t	5.900 t	66.710 t	0.000 t	0.000 t
グラスウール	2.820	t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
廃石膏ボード	50.460	t	7.560 t	45.630 t	0.000 t	0.000 t
がれき類	65.142	t	19.388 t	14.644 t	0.000 t	0.000 t
コンクリート破片	14,232.864	t	3,373.530 t	14,232.864 t	0.000 t	0.000 t
アスファルト・コンクリート破片	416.594	t	329.040 t	416.594 t	0.000 t	0.000 t
安定型建設混合廃棄物	12.692	t	4.290 t	9.226 t	0.000 t	0.000 t
管理型建設混合廃棄物	59.096	t	5.876 t	33.687 t	0.000 t	0.000 t
廃油	0.540	t	0.000 t	0.494 t	0.000 t	0.000 t
水銀使用製品産業廃棄物	0.134	t	0.000 t	0.104 t	0.000 t	0.000 t
汚泥	0.249	t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
乾電池	0.016	t	0.016 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 混合廃棄物	2.340	t	2.340 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.500	t	2.500 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 廃プラスチック類	15.225	t	9.975 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 がれき類	281.940	t	42.920 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
燃えやすい廃油	1.434	t	0.033 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
pH2.0以下の廃酸	0.004	t	0.004 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
pH12.5以上の廃アルカリ	0.004	t	0.004 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
特定有害産業廃棄物 廃石綿等(飛散性)	2.100	t	1.800 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
特定有害産業廃棄物 汚泥	0.061	t	0.061 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

(これまでに実施した取組)

- ①産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を厳守するとともに行政の環境施策に協力している。
- ②廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連協力会社に必要な指導を行っている。
- ③処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結している。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項
【2024年度計画】

廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量
廃プラスチック類	150.000 t	50.000 t	150.000 t	0.000 t	0.000 t
紙くず	20.000 t	0.000 t	20.000 t	0.000 t	0.000 t
木くず	1,000.000 t	500.000 t	1,000.000 t	0.000 t	0.000 t
繊維くず	20.000 t	10.000 t	10.000 t	0.000 t	0.000 t
金属くず	15.000 t	0.000 t	15.000 t	0.000 t	0.000 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	300.000 t	50.000 t	250.000 t	0.000 t	0.000 t
グラスウール	10.000 t	0.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t
廃石膏ボード	100.000 t	50.000 t	100.000 t	0.000 t	0.000 t
がれき類	250.000 t	50.000 t	150.000 t	0.000 t	0.000 t
コンクリート破片	10,000.000 t	5,000.000 t	10,000.000 t	0.000 t	0.000 t
アスファルト・コンクリート破片	500.000 t	250.000 t	500.000 t	0.000 t	0.000 t
安定型建設混合廃棄物	30.000 t	10.000 t	10.000 t	0.000 t	0.000 t
管理型建設混合廃棄物	150.000 t	10.000 t	100.000 t	0.000 t	0.000 t
廃油	5.000 t	0.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t
水銀使用製品産業廃棄物	5.000 t	0.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t
汚泥	5.000 t	0.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t
乾電池	1.000 t	1.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 混合廃棄物	20.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 廃プラスチック類	20.000 t	5.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
石綿含有産業廃棄物 がれき類	300.000 t	50.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
燃えやすい廃油	5.000 t	1.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
pH2.0以下の廃酸	1.000 t	1.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
pH12.5以上の廃アルカリ	1.000 t	1.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
特定有害産業廃棄物 廃石綿等(飛散性)	5.000 t	2.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
特定有害産業廃棄物 汚泥	1.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

(これまでに実施した取組)

- ①産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を厳守するとともに行政の環境施策に協力している。
- ②廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連協力会社に必要な指導を行っている。
- ③処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結している。